

(資料1) 転入手続きについてのご説明

(1) 転入手続きとは

俱知安町に住む方は役場で転入届出をする必要があります。それにより俱知安町の住民となり、国民健康保険をはじめとした様々な行政サービスを受けることができるようになります。

日本人と外国人では手続きが異なるほか、海外からの転入なのか、日本国内の別の市区町村からの転入なのかによっても手続きが異なります。

(2) 手続きをする人

転入手続きは転入する本人が行うのが原則です。本人が窓口に来られない場合は代理人による手続きが可能です。その場合は本人からの委任状に加えて、代理人の身分証明書が必要になります。

(3) 手続きに必要なもの

日本人と外国人とで必要となる書類が異なります。また、海外からの転入なのか、日本の別の町からの転入なのかによっても異なります。下表を参考にいただき、お忘れ物のないようご注意ください。別紙にフロー図をまとめたので参考にしてください。

日本人／外国人	転入形式	必要書類等
日本人	海外から	パスポート、戸籍謄本、戸籍の附票
日本人	別の町から	転出証明書(※3)、身分証明書(※1)
外国人	海外から	パスポート、在留カード(※2)
外国人	別の町から	転出証明書(※3)、パスポート、在留カード

(※1) 身分証明書は写真付きのものなら1点、写真なしのものなら2点必要です。

(写真付きのもの例)

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳

(写真なしのもの例)

①次のものから最低1点

健康保険証、年金手帳、介護保険証、年金証書

②①に加えてもう1点必要なもの

病院の診察券、キャッシュカード、クレジットカード、通帳、法人身分証、学生証

(※2) 入国時に在留カードを受け取れない空港を利用した場合、在留カードが手元にないことになります。その場合は窓口でその旨を職員に申し出てください。

(※3) マイナンバーカードを所持している人がカードを用いた転出届をした場合、転出証明書を受け取っていない場合があります。その場合は必ずマイナンバーカードをお持ちください。

(4) 転入手続きの手順

(資料1) 転入手続きについてのご説明

①事前準備

- ・必要書類の確認
- ・代理手続をする場合は委任状の準備

②窓口での手続き

- ・転入届への記入（事前にご記入ください）
- ・転入届を職員に提出
転入届の確認や身分証明書の確認を行います
- ・在留カードの裏に倶知安町の住所印字（外国人の方のみ）

③その他の手続き

- ・ゴミの分別の説明を受ける（窓口②）
社員寮等に住む方で、事業所等がゴミの分別や回収をする場合は不要です。
- ・国民健康保険証の手続き（窓口③）
国民健康保険に加入する場合のみ手続きが必要です。
- ・水道の開栓手続き（窓口④）
社員寮等で個人で水道料金の支払いをしない場合は不要です。
- ・学校関係の手続き（2階 窓口⑩）
小中学生の子どもがいる世帯は、日本の学校に通うか否かを問わず手続きが必要です。

(5) 注意点

- ・必要書類について、不足等があった場合は転入届を受理できない場合があります。
必ず事前のご確認をお願いいたします。
- ・委任状はご本人による記載が必要です。書類の作成に不慣れな方については代筆も一部認めていますが、必ずご本人の直筆サインをもらうようにしてください。また、委任状は原本が必要となるので、コピー等のご提出はおやめください。
- ・冬季は転入手続きのお客様が増えるため窓口が混雑します。転入届を記入いただく記載台にも限りがございますので、転入届の事前記入にご協力ください。
- ・住民係では転入のお客様以外にも様々なお客様が手続きをされています。他のお客様のご迷惑になりますので、ホールでお待ちいただく際には大きな声での会話をお控えいただきますようお願いいたします。
- ・転入届出をされた方の住民票ですが、原則は手続き翌日以降に交付可能となります。住民票が必要な場合は再度、ご来庁いただきますようお願いいたします。なお、冬季は非常に多くの方が転入に来られるため、場合によっては住民票の発行が翌々日以降になることがございます。ご迷惑をおかけいたしますが、予めご了承くださいますようお願いいたします。